

# 標津町森林整備計画

令和7年4月1日変更

計画期間

自 令和4年4月1日

至 令和14年3月31日

標 津 町

変更理由	次の理由により市町村森林計画を変更する。 (1)地域森林計画に適合させるための変更 (2)森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法の変更 (3)その他
変更内容	・ 文言の修正 ・ ナラ枯れ被害の未然防止及び拡大防止について追加 ・ その他
変更計画が有効となる年月日	令和7年4月1日

# 目 次

## 計画の位置づけ

- 1 森林計画制度
- 2 森林計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林整備の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	11
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	11
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	13
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	18
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種別の標準的な方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
4 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	21
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	

<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	24
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	25
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
<b>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>	26
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3 作業路網の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
<b>第8 その他森林整備必要な事項</b>	29
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
<b>Ⅲ 森林の保護に関する事項</b>	30
<b>第1 鳥獣害の防止に関する事項</b>	30
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	
<b>第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の予防その他の森林保護に関する事項</b>	31
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他必要な事項	
<b>Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項</b>	33
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の	

方法に関する事項

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

4 その他必要な事項

**V その他森林の整備のために必要な事項** ..... 34

1 森林経営計画の作成に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

4 森林の総合利用の推進に関する事項

5 住民参加による森林の整備に関する事項

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

別表4 鳥獣害防止森林区域

## 計画の位置づけ

### ◆ 1 森林計画制度

森林は、水源の涵養<sup>かんよう</sup>や水害・暴風等の災害防止、温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の提供源として地域の経済活動と深く結びつき重要な役割を担っています。

森林の造成には長い年月を必要とし、森林の安定した循環サイクルを維持するためには法律や制度などによる計画的な森林づくりのルールが必要となります。

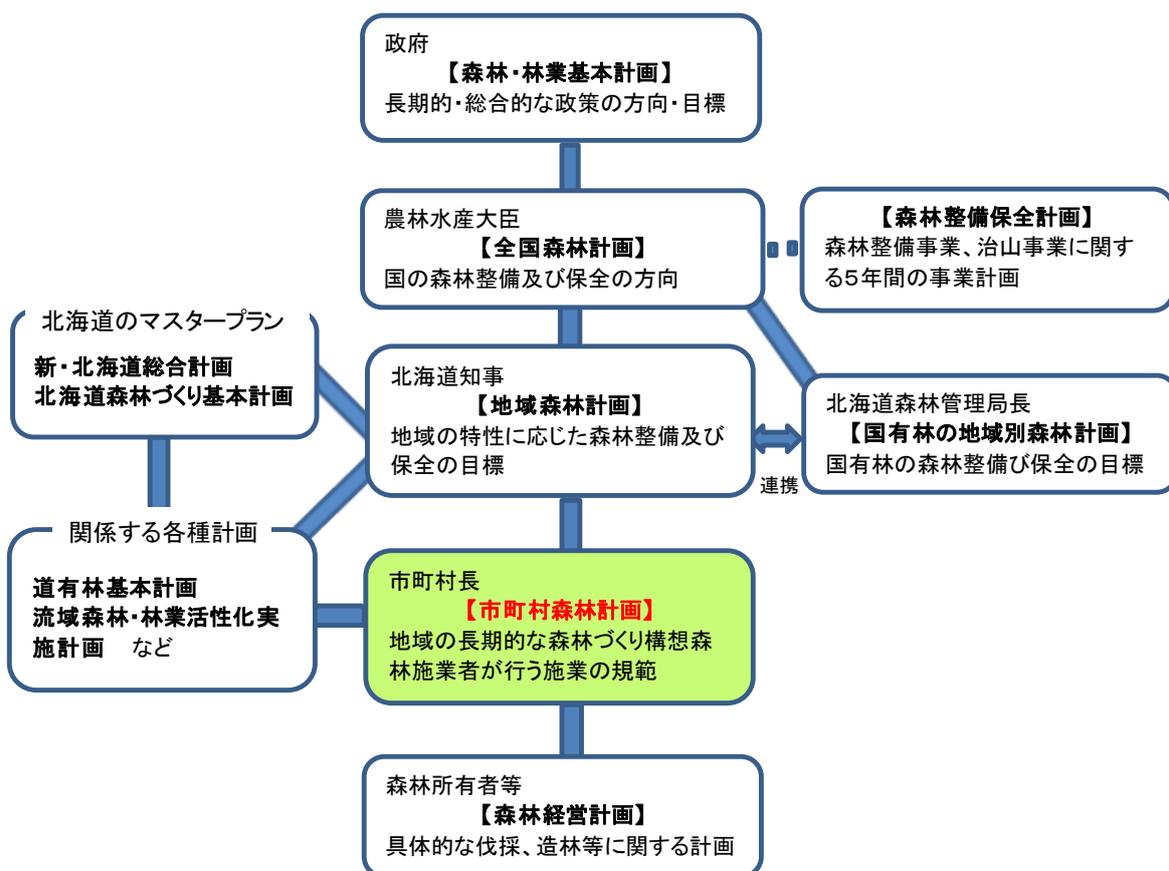
このことから、計画的・長期的な視点に立ち、森林を適切に管理・育成することを目的に「森林計画制度」がもうけられています。

### ◆ 2 森林計画

#### (1) 計画体系

森林づくりは、森林・林業を取りまく環境や森林資源の内容に応じてきめ細各計画することが重要です。

森林計画制度は、それぞれの行政・地域レベルでの整合性を保ちながら、効率的な施策を実施するため、国から森林所有者まで段階的な体系となっています。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間とする。

(3) 計画対象地

下図に示した標津町民有林（町有林、私有林）が本計画の対象地となる。

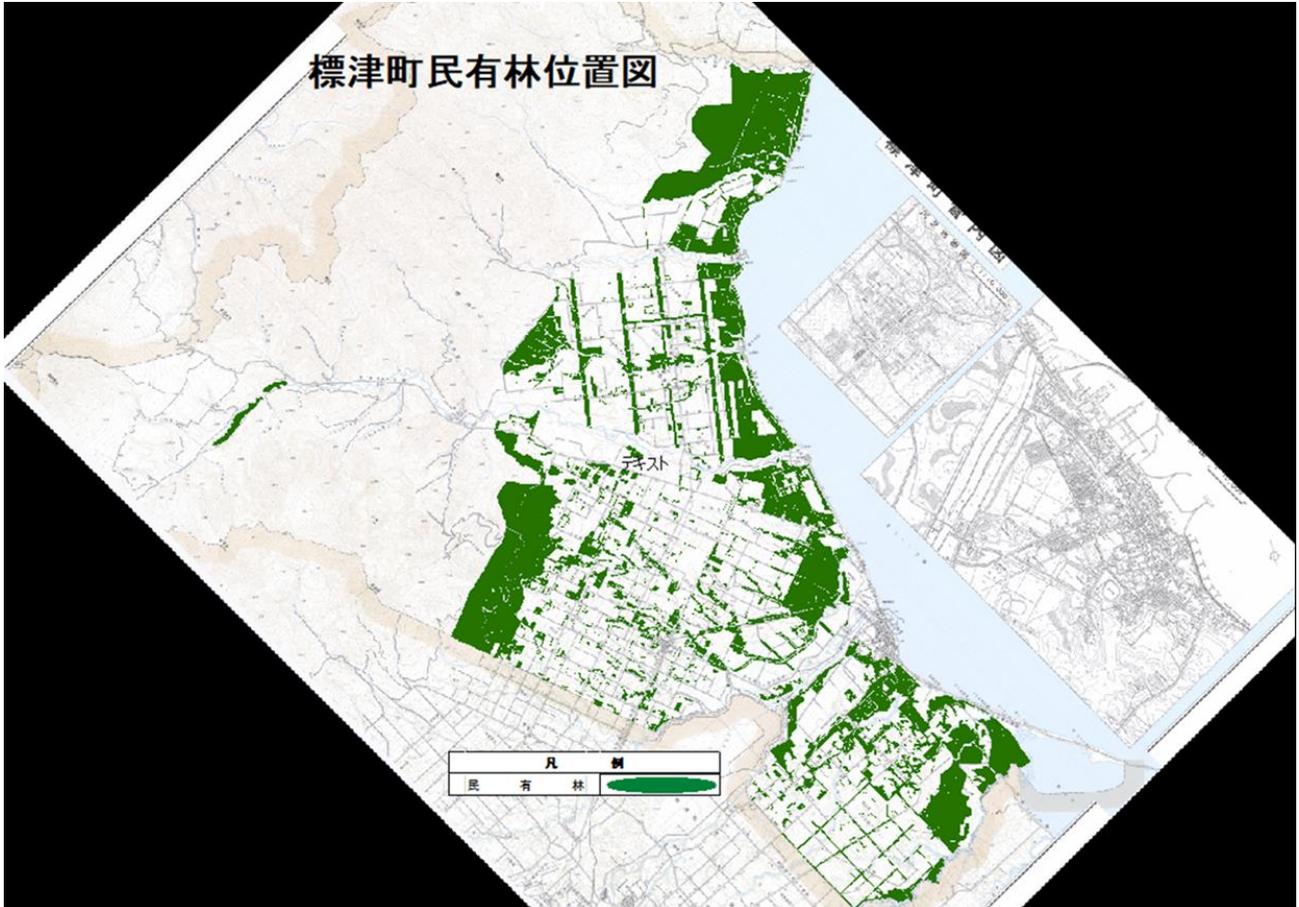


図-2 標津町民有林位置図

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現況と課題

### (1) 標津町の森林の状況

標津町森林面積の概要を図-3 に示した。本町の総面積は 62,469ha で、令和 2 年度の段階では、森林面積が 42,549ha と総面積の 68% を占めている。内訳としては、町有林 2,928 (6.8%)、私有林 7,100ha (16.6%) であり一般民有林は合計で 10,028ha (23.5%) となっている。国有林は 32,521ha(76.4%) である。民有林の 38.4% にあたる 3,852ha が人工林でカラマツ、トドマツ、アカエゾマツの 3 樹種がバランス良く造成されている。

一方で、天然林はミズナラ、カンバ類、ヤチダモ、ハンノキなどが主体となっている。これら天然林は手つかずの原生林というよりも、一度伐採された二次林の占める割合が高い。



図-3 標津町の森林面積概要

(令和 2 年度標津町行政資料より)

平成 28 年度での樹種構成はカラマツ 32% (グ イツ、グ イツ F1 含む)、トドマツ 27%、アカエゾマツ (IV マツ含む) 37% となっている。

これら人工林は戦後の拡大造林期から高度成長期までに植えられたものが多く、その後に植栽量が激減したため樹齢構成に大きな偏りがあることが、民有人工林管理の大きな課題である。図-5 に平成 28 年時での標津町民有林におけるカラマツ、トドマツ、アカエゾマツの主要樹種の樹齢構成（年齢構成で表現）を示した。カラマツ、トドマツとも 9～14 年齢級、アカエゾマツは防風林の造成などにより 4～10 年齢級の面積が集中している。

標津町民有林の樹種分布を図-7 に示した。古多糠地区の林帯幅の大きい防風林等はカラマツ林であり、忠類川下流右岸付近などにもまとまったカラマツ林がある。トドマツ林は川北の国有林近辺の山麓部にまとまった面積の植栽地がある。

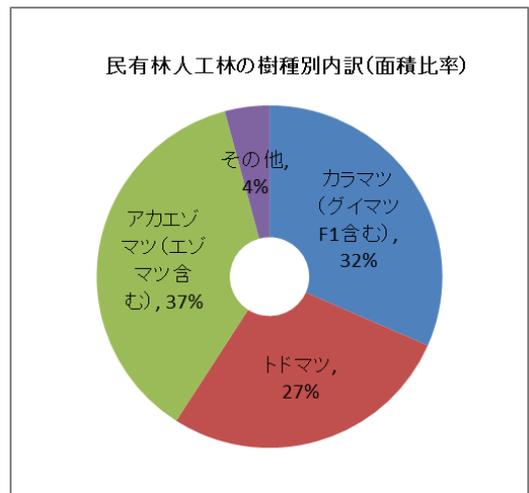
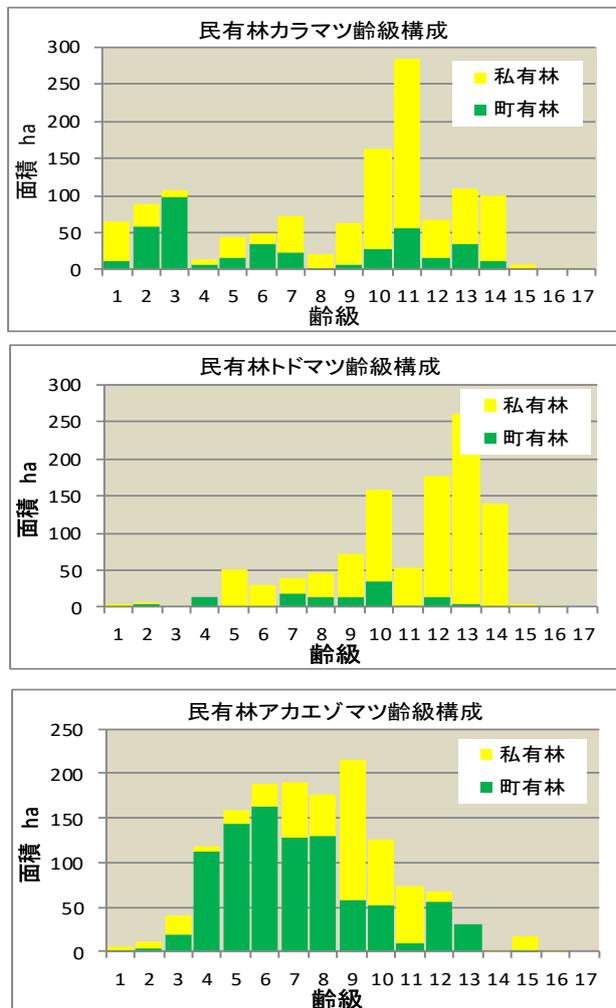


図-4 民有人工林の樹種別面積割合 (平成 28 年度)



注：年齢級とは、5年単位で樹齢を区分した値。  
6 年齢級で樹齢 26～30 年となる。

図-5 標津町民有林主要樹種の年齢構成

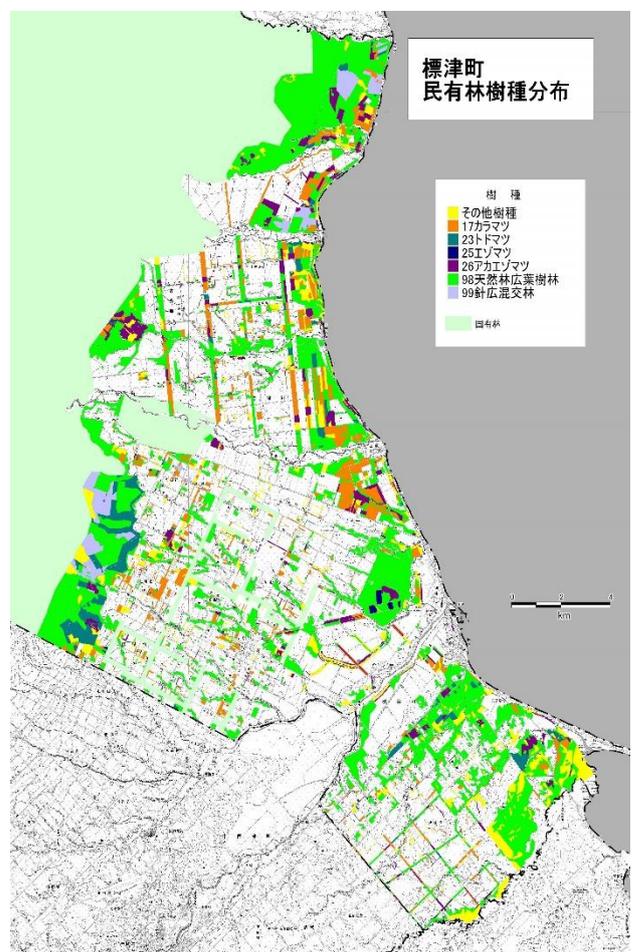


図-7 標津町民有林の樹種分布

標津町は酪農と漁業が基幹産業であるため、産業を守るための森林整備が重要である。保安林指定を示す標津町の森林種類の分布図を図-8に示した。古多糠地区等の農地周辺には格子状に防風保安林があり、海側には防霧保安林がある。

図-9で民有林の所有形態をみると、防風保安林などの林帯は、古多糠地区ではほぼ町有林となっているが、他地域では町有林と私有林で構成されている。防霧保安林、水源かん養保安林等のまとまった面積の森林は、ポー川周辺等を除きほぼ私有林となっている。



標津町の防風林



標津町の河畔林

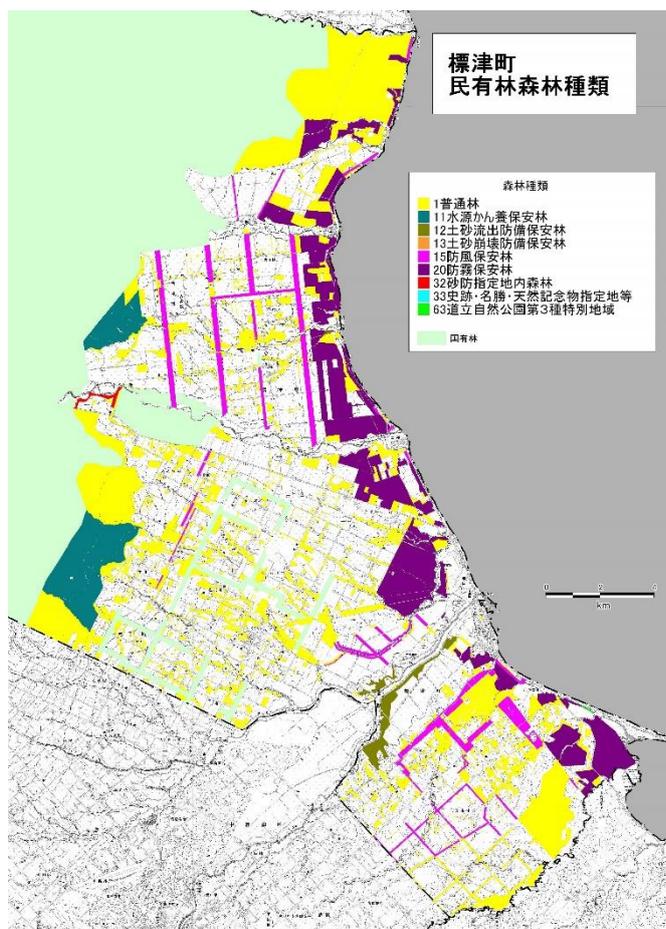


図-8 標津町民有林の森林種類分布  
(保安林等指定状況)

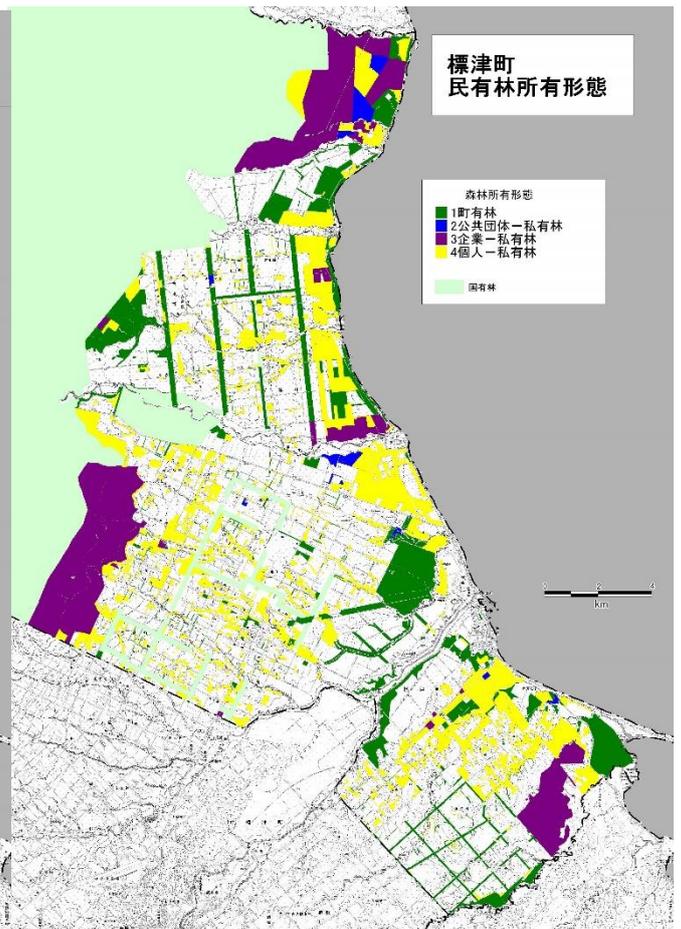
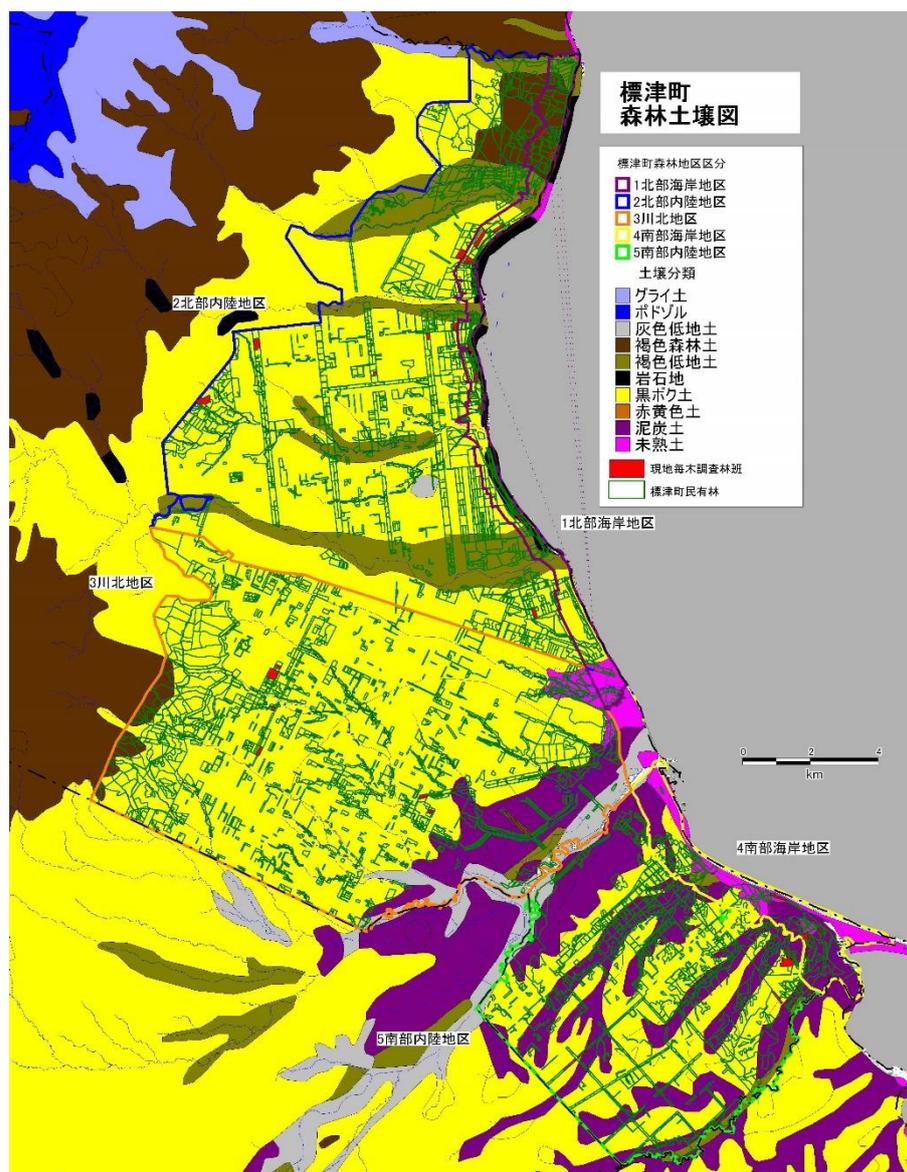


図-9 標津町民有林の所有形態別分布

## (2) 地区ごとの森林現況と課題

標津町内でも地区によって樹木の生長度合いに差があり、町の南部よりも北部で、また海岸部よりも内陸部で樹木の成長が良い傾向が見られる。

このような差が生じるのは気象条件と土壌条件の違いが原因だと推察される。町内を5地区（①北部海岸地区、②北部内陸地区、③川北地区、④南部海岸地区、⑤南部内陸地区）に分けてみると、海岸部では潮風が樹木の生育に悪影響を与えと考えられる。図-10の土壌図を見ると町内全域に火山灰を母材とする黒ボク土が分布しているが、標津川など南部の河川周辺には湿地に見られる泥炭土が分布している。泥炭土の分布域は過湿地であると推察され、水はけの良い土地を好むカラマツや、適潤地を好むトドマツ・アカエゾマツなどの標津町の主要造林木にとっては水分条件が好ましくなく、黒ボク土地域よりも樹木の成長が悪くなると推察される。



『この地図は、国土調査による1/20,000土地分類基本調査（土壌分類図）を使用して  
国土交通省国土調査課が作成した「北海道」のGISデータを用いて作成した』

図-10 標津町の土壌図

そこで図-11のように5地区において樹木成長状況を現地調査した。各地区から代表的な人工林としてカラマツ、トドマツ、アカエゾマツの林齢が異なる樹林を選び、方形区画を設定し、毎木調査として区画内の全樹木の樹高、胸高直径を計測した。

毎木調査結果から、地位指数と呼ばれる樹木の成長度合いを示す値を算出したのが表-1である。地位指数が高いほど成長は良いことから、前述の傾向を裏付ける結果が得られた。

表-1 森林現況調査による各地区の地位指数

注：地位指数とは、樹齢40年の樹木の樹高でその林の成長度合いを示した値である。地位指数の値によって樹木の生長が最も良い場所をI等地と呼び、普通の場所がII等地、成長が悪い場所がIII等地となる。

	カラマツ		トドマツ		アカエゾマツ	
	内陸	海岸	内陸	海岸	内陸	海岸
北部	②21.4	①18.1	②19.6	①18.4	②15.8	①12.8
川北	③20.3	—	③18.7	—	③15	—
南部	⑤20.2	④17.5	—	—	⑤16.6	④12.6

地位指数からの成績評価 I等地 II等地 III等地

①北部海岸地区、②北部内陸地区、③川北地区、  
④南部海岸地区、⑤内部内陸地区

調査結果からわかる標津町の森林の特徴は次のようになる。

- ・町の南部(泥炭地)よりも北部(火山性の黒ボク土分布地)でカラマツ、トドマツ、アカエゾマツ等の植栽樹木の生長が良い
- ・海岸部は成長の悪いIII等地となっており、内陸部よりも樹木の成長が悪い
- ・カラマツ、トドマツに比べアカエゾマツの成長が良くない

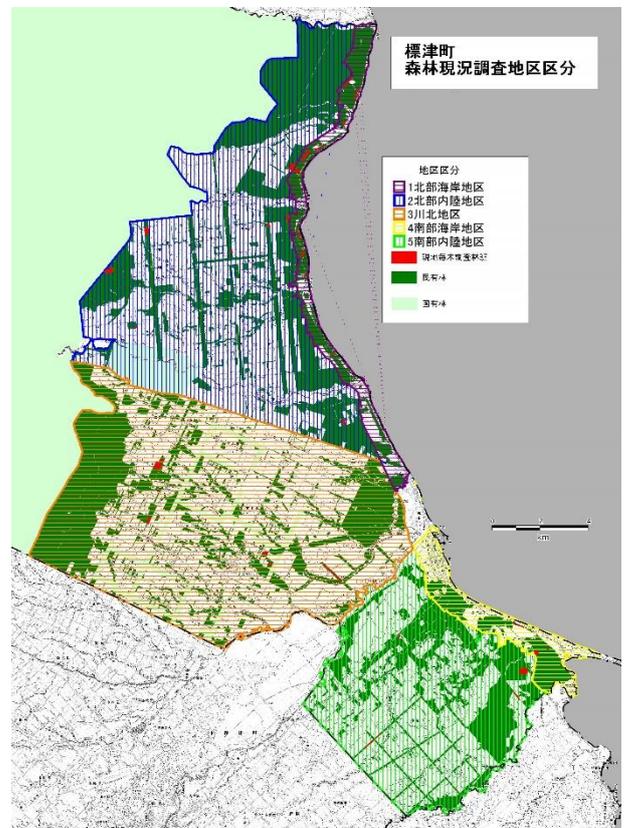


図-11 森林現況調査箇所と地区区分図

### (3) 標津町森林の課題

#### ア 環境対策

本町は全道的、全国的に見ても厳しい気象環境下にあるため、まず本町においては、基幹産業や住民生活などを守るための森づくりが求められる。

本町の基幹産業は漁業と酪農業であるため、これらの産業を守るための森林整備が必要となる。河畔林機能の発揮による魚類保全、また防風・防霧機能などの発揮による草地環境の保全などの取り組みが求められる。

河川沿いの河畔林は、魚など河川の生き物に餌を供給するほか、日陰機能や隠れ場形成など河川生物の生息場保全、また水質浄化といった機能をもっている。秋の落葉期に河畔林から河川に落ちる葉の量は約3トン/haにのぼるという報告があり、河川内の餌確保にとって、河畔林は重要な役割を果たしている。近年では、河畔林の存在は農地と河川の緩衝地帯としても注目されており、河川水質の汚濁源となる窒素、リン、濁度粒子を河畔林が効率的に除去すると言われ、酪農業の家畜糞尿の流出防止などにも河畔林は一定の役割を果たすことが指摘されている。これら河畔林の機能を最大限発揮するためには、流域を単位とした河畔林の適正配置が求められる。

農地に隣接した耕地防風林は、風下において風力を30%~50%程度まで弱める働きをし、その効果は風下300~400m程度まで及ぶと言われている。このような防風林の減風効果などにより、農地の気象条件が緩和され牧草や野菜の生産が増加すると報告されている。本町では、このような防風林の機能を最大限に発揮するため、町内全域にバランスよく防風林を配置し、保育作業を適切に実施するなど、防風林の整備を積極的にすすめる必要がある。森林伐採や森林開発に対しては、残地林帯を残すなどの指導も必要となる。

近年頻発する洪水や山地災害に対して、災害から住民生活を守るための森林整備も重要である。森林には、土壌の働きによって土壌内に雨水を貯留し、それを徐々に流すことによって洪水被害をなくす又は緩和するという水源かん養機能がある。その雨水吸収能力は裸地の3倍に及ぶという報告もあり、森林のはたらきによって、家屋や農地などの浸水被害を一定程度防止しているといえる。また森林には、山地災害防止、土砂流出防備などの機能もあるため、特に山間部を中心に災害防止林を整備・保全する必要がある。

次に、近年の自然環境保全への期待の高まりを受けて、地域生態系を保全する取り組みが求められる。地域の自然生態系は、河川を軸とした、流域という単位で連関している傾向が強いため、取り組みにあたっては山・川・海のつながりを確保するという視点が求められる。上流から下流までのつながりを確保するための森林整備、森林開発・伐採に対する指導が求められるとともに、つながりを分断するおそれのある河川横断物などの取り扱いを検討する必要がある。

さらに国際的な自然環境の保全については、近年、地球温暖化防止のための取り組みが急務となっており、町全体の適切な森林管理をとおして、樹木の二酸化炭素吸収量・固定量を向上させ、地球温暖化防止に寄与することが求められる。

#### イ 持続可能な木材生産

森林は、環境林やふれあいの場としての機能など公益的機能がある一方、経済資源という側面も持っている。1964年に林産物貿易が自由化されて以降、日本の木材市場は安価な外材に押されており、日本林業は木材価格の低迷と労働コストの上昇による採算性の低下に悩まされてきたが、戦後高度成長期などに植えられた林分の多くは伐期を迎えようとしている。

森林の経済機能を発揮するためには、公益的機能を損なわない範囲で、適期に町内の人工林を収穫し収益をあげていくことが求められる。将来の市場予測が困難ななかで、民有人工林の経済機能を高めていくためには、特定樹種に偏り過ぎないことや、各樹種の齢級構成を平準化し、各樹種内において法正状態に近づけていくことが重要となる。本町で問題となるのは、各樹種の齢級構成がアンバランスとなっていることである。本町の民有人工林の主力樹種は、カラマツ、トドマツ、アカエゾマツという3樹種であるが、この3樹種ともに齢級構成がアンバランスになっている。

また、木材生産、森林整備を進める上では人材や重機の確保など、施業組織体制の適切な規模での構築が重要となるが、そのために、持続的に安定した木材生産を毎年行うことで、一定量の施業量を確保し施業従事者の収入の安定を図ることも重要である。

さらに、町内の林業を安定的に継続する上では木材生産による利益の向上も大きな課題となる。木材価格は国際的な競争に晒されるために、大幅な素材価格の上昇は見込めないことから、間伐や伐採などにかかる手間を効率的に削減し、低コスト化を図る事で、利益確保を図ることが重要である。

#### 注：法正状態

材積収穫が計画に基づいて毎年正しく継続できる条件を備えた森林を法正林という。経営目的に従って林木を伐採しても、その森林の生産力を保続することができる森林をいい、こうした状態を法正状態という。①法正齢級（伐期までの各年齢の立木が同面積ずつ存在すること）、②法正林分配置（各林分の位置的関係が経営目的に適切であること）、③法正蓄積（毎年、均等な材積収穫ができる森林）、④法正成長量（法正蓄積による成長量）の4つの条件を必要とする。

\*茨城県農林水産部林政課—森林・林業の用語集参照

## ウ 野生鳥獣対策

北海道においてはエゾシカの食害が大きな問題となっており、農作物だけでなく、樹木にもその影響は及んでいる。樹木の新芽や葉だけでなく樹皮にも食害が及ぶことがあり、更新木の生育阻害や既存木の枯損を招く。このため、シカ食害を放置すると健全な森林の育成に対して大きな影響を与えることとなり、森林計画においてもその対策が大きな課題となる。

本町においても、エゾシカの生息密度が高い地域、広葉樹などへの食害が発生しており、森林整備を進めていく上では適切な防除等の対策を図る必要がある。

## エ 調査研究

環境対策や木材生産を活発化するためには、現況実態を把握した上での適切な対応が必要となる。そのため根拠となる各種森林データや自然環境データの収集・整備・分析が不可欠となる。森林の機能や施業技術などについてはまだまだ解明されていないことも多いため、さまざまな角度から試験研究をおこない、また積極的にデータ収集などを行いながら、その結果を施策に反映させていくことが求められる。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図るものとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の確かな保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図るものとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要な不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進するものとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源 <sup>かん</sup> 涵養機能	水源 <sup>かん</sup> 涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能／土壌保護機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を維持する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を維持するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留の施設の設置を維持する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を催す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
文化機能 生物多様性保全機能		生物多様性ゾーン	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

		保護 地域 タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	--	-----------------	--	---

### 公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の生産物を継続的、安定的・効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### (3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の減少及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ エゾシカの生息密度が高い胃地域においては、被害状況等を的確に把握し、被害のある林分又は恐れのある林分においては適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の団地化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。



また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として10haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

#### (イ) 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとします。

イ 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を考慮して行うものとします。

なお、劣悪な自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮するものとします。

エ 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

オ 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮するものとします。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～40%を目安とします。

カ 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、伐採率はおおむね50%以内を目安とし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案するものとします。

### 3 その他必要な事項

## (1) その他伐採に関する留意事項

ア 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図るものとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入可能な林分であるかを判断しながら進めるものとします。

イ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。

ウ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

(ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

オ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

カ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の市や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

キ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、Iの2の森林整備の基本事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により人工造林するものとします。

## (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定するものとします。

なお、山複崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の指示力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エノマツ、アカエノマツ、グイマツ（F1を含む）、タモ類、カツラ、カンナ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、イタヤカエデ、ナナカマド、ヤナギ、キハダ、オニグルミ、その他郷土樹種	

## (2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法を示します。

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。

特に、水源涵<sup>かん</sup>養林、山地災害防止林の無立木地にあつては、林地の安定化を図るため、植栽を積極的に行うものとします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵<sup>かま</sup>えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねすみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

なお、コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも次表によらないものとはしますが、自然・立地条件等を十分考慮し、確実な成林が期待できるよう植栽時期の配慮に努めることとします。

植栽時期	植 栽 期 間	備 考
春 植	～6月10日	クール苗木を含む
秋 植	9月中旬～11月中旬	

(オ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討するものとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

(カ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めるものとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、Ⅱの第2の(2)ア(エ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うものとします。

## (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新では、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

## (2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

### ① 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齡林<sup>(注3)</sup>では成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡林以外の森林では林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は、植栽により更新を図るものとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽するものとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における成立本数<sup>(注6)</sup>は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齡林とは、伐採後概ね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 10$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における成立本数」

## 広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

## 針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（からまつ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積が小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積が小さいもの

### ② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行って更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させるものとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図るものとします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の的確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表3のとおり定めます。

- a 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林
- b 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。また、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案するものとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- a 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- b 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- c 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- d 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- e ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
別表 3 に定める森林。

#### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

##### (1) 対象樹種

- ア 人工造林の場合  
第 2 の 1 の (1) による
- イ 天然更新の場合  
第 2 の 2 の (1) による

##### (2) 生育しうる最大の立木本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の本数として想定される本数を定めます。

#### 5 その他必要な事項

- ア 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。
- イ エゾシカによる食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

### 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業方法	間伐の方法					選木方法等
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	24	34	46	-	-	選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：10年 標準伐期齡以上：12年
トドマツ	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	20	29	40	-	-	選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：10年
アカエゾマツ	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法： 定性及び列状 間伐率(材積率)：20～33% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満： 9年

注1) カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林間伐の手引き」などを参考とした。

注2) 植栽本数・主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

注3) 保安林の場合は指定施業要件を超えないようにすること。

注4) トドマツについては、標津町の地位5に応じて設定した。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

### (1) 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。

### (2) 除伐

除伐は下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは地形の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うものとし、植栽以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成するものとし、

### (3) つる切り

育成の対象となる林木の生長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとし、除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

### (4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策は、野生鳥獣による樹木への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとする。

【下刈】

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	植栽											
カラマツ	春	←————→										
	秋		←————→									
トドマツ	春	←————→										
	秋		←————→									
アカエゾマツ	春	←————→										
	秋		←————→									

注) 下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了又は延長を検討し、年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施する。

【除伐】

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
カラマツ	春			○							
	秋				○						
トドマツ	春						○				
	秋							○			
アカエゾマツ	春						○				
	秋							○			

注) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

○：つる切り、除伐

### 3 その他間伐及び保育の基準

#### (1) 木材等生産林において留意すべき事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な保育及び間伐を実施するものとする。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとします。

#### (2) その他間伐及び保育に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- a 間伐や枝払い等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図る者として

ｂ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれがあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。

## 4 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する事項

木材生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に枝打ちに関しては、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期・高さにより行う。

また、保育コスト低減を図るため林地の状況に適した作業システム、高性能機械の導入や列状間伐を検討する。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、水道取水施設上流域の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

沢地形など周囲にくらべて土地が低く集水域となっている場所については、極力施行を行わず、残地帯とする。

上記地域が無立木地もしくは疎林となっている場合は、河川環境保全のため、広葉樹を用いて植栽もしくは補植をおこなう。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

該当なし

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森

林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

#### イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図るものとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るため森林施業を推進すべき森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

このうち、アの（ア）から（ウ）に掲げる公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林を定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてもこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とし、主伐の時期を標準伐期例の概ね2倍とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、生活環境保全林の森林施業方法については、水源涵養林又は木材生産林に準ずるものとし、

耕地防風林は農業環境保全のため重要な機能を果たしているため、その機能を維持するために伐採にあたっては残地林帯を設ける。

防風林が遮蔽による防風効果を維持するためには、20～40m以上の林帯幅を確保する必要があるため、伐採にあたっては原則20m以上の林帯を残すこととする。なお伐採後に、伐採前程度の林帯を造林する場合はこの限りではない。

防風林の効果は400m程度まで及ぶため、この距離を防風林配置計画する際の一つの目安とする。

周辺にまとまった林分のない箇所については皆伐を行わず、主伐は帯状択伐、列状択伐を基本とする。

防風効果を維持しつつ樹林更新を図るために、帯状択伐地や列状択伐地には速やかに植栽など更新作業を実施し、複層林施業を図る。

また、保健分化機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種・広葉樹を育成する森林として森林整備をおこなうとしてこと定めます。それぞれの森林区域については別表2のとおり定めます。

風倒木処理など最低限必要な森林の維持管理を除き、原則伐採は行わず、今後、育成天然林として更新を図る。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機

能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとし、

## (2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、植林による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進し、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・27cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	75年

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、単層林整備、複層林整備を推進し、カラマツ林育成を基軸としながらも、将来の多様な木材需要に対応できるように、トドマツなど其他樹種についても育成を図る。

保全の森の一部については、保全の森としての施業方針を守りながら、生産の森としても活用を図る。

林分の年齢構成を平準化（法正状態）を目指し、毎年の施業量とのバランスを図りながら、安定的に木材を生産する施業を進めるよう計画的な伐採を行う。

### 3 その他必要な事項

地域の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

#### (1) 水資源保全ゾーン

##### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、町が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定されている森林について、別表1のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本とし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

#### (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

##### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められている水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認められる水辺林等について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は一部について、別表1のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用による河川・湖沼への土砂の流出に特に配慮するものとします。

#### (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

##### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について定める。

##### イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図る。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林は、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、標津町森林組合及びその他民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

## 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営をおこなえない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

## 5 その他必要な事項

該当なし

# 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

## 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の一般民有林面積の73%を占める私有林等の所有者は5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等の地域ぐるみで推進体制を整備する。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、個人が伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、効率的な森林経営を推進する

必要がある。そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育、間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより計画的な森林施業を図ることとする。

○森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	対函番号
該当なし			

### 3 共同して森林施業を実施する上での留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めることとする。

- ① 共同して森林施業を実施使用とする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### (1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

なお、次の表は木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム <sup>(注1)</sup>	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム <sup>(注2)</sup>	20<15>以上 <sup>(注3)</sup>	20<15>以上 <sup>(注3)</sup>

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。使用する林業機械は、グラップル、フォワーダなど。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。使用する林業機械は、タワーヤードなど。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ	
	《グラップルローダ》		(ハーベスタ)	
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15° ～ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

基幹路網は、自然条件や社会条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		崎無異幹線	—1				
//	//	林業専用道	崎無異支線	—1				
//	//	//	崎無異海岸線	2.3—1	58	○		
//	//	//	北古多糠1号	1.1—1	20	○		
			計	3.4—4				
拡張	拡張の計画なし							

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、路線（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の森林所有者の大部分は所有面積が5ha以下の零細所有者が多いため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは非常に困難な状況にある。従って、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化などを目標とする。

##### (2) 林業に従事する者の養成方策

###### ① 林業労働者の育成・確保

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、他産業と同等以上の雇用条件の適用を林業労働者に図ることが重要である。

本町森林経営は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め雇用の安定化・通年化に努めることとする。

###### ② 林業後継者の育成

森林所有者の森林経営意欲の向上や担い手の育成を図るには、模範となる指導的森林所有者や中核的林業技術者の養成を図る必要がある。

これらにより既存の林業研究グループの育成強化を促進し、地域各種グループとの交流会を開催するとともに、これらにより既存の林業研究グループの育成強化を促進し近接市町村各種グループと研修会及び交流会を開催し、林業後継者の意識の高揚を図る。

##### (3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化による組織、経営基盤の強化等組織化と生産コストの低減を図るため事業体の体質強化を図り、雇用の長期化、安定化等、林業労働者の確保に努めるものとする。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報「北海道林業事業体登録制度」等に登録し、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録事業体の活用に努めます。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

##### (1) 林業機械化の促進方向

今後の林業の活性化を図っていくため機械化、省力化を進め林業労働安全衛生面の向上、労働強度の軽減を図り、低コスト化林業の改善を進めることとします。

高性能林業機械の導入を推進するにあたっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向等を踏まえ、森林組合及び各種事業体を中心に、効果的、効率的な導入に努め、高性能林業機械に対応できるオペレーターの養成に努めます。

##### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

- ア 林業事業体によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- イ 枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ウ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進
- エ ICT等の先端技術を幅広く活用したスマート林業の展開

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進にあたっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

##### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 4 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正するものとします。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

#### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認するものとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討するものとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保護に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所とな

る枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施するものとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めるものとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当無し

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
該当無し		

#### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めるものとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

ウ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・管理に努めます。

エ 知床世界自然遺産区域に隣接する森林については、自然遺産の原生的な自然景観に配慮し、適切な保護・管理を行うものとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能を高度に発揮させるため、次に掲げる森林について適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

なお、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとする。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地もしくは造成された森林

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積					備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当なし							

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進する。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

施業の区分	施業の方法
伐採の方法	択伐を原則とする。
造林の方法	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。 植栽は景観的観点も考慮し、できるだけ多様な樹種構成なるよう配慮するものとします。
保育の方法	当該森林は、森林と人との共生林区域であり、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の保育方法に従い行うものとします。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとする。

#### (1) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するときに使用する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定める。

	期待平均樹高	備考
カラマツ	17m	
トドマツ	18m	

その他針葉樹	19m	
広葉樹	15m	

#### 4 その他必要な事項

特になし

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本市（町村）森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

##### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

##### (2) 森林法施行規則第33条第1項の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
1	1～49林班	1,976.08
2	50～106林班	1,817.70
3	107～144林班 161～163林班	1,410.26

#### 2 生活環境の整備に関する事項

#### 3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

本町の役場所在地である標津地区において、町民参加による植樹祭を毎年開催しており、今後も積極的に取り組んでいく。

##### (2) 上下流域連携による取組みに関する事項

本町における上流域は、サケ・マス増殖河川の源流部である根釧東部森林管理署の国有林で占められ、また、中流域においては農業に欠かすことのできない国有防風林が配備されており、国有林と隣接する民有林の森林整備については、国有林の森林機能と協調し上流域から下流域まで一体となった連携のとれた森林整備に努める。

##### (3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

小中学校では総合学習が導入され、森林を活用した体験、学習は環境教育として非常に有効であるため、総合学習の時間を利用して、根室振興局森林室などの関係機関の協力を仰ぎながら、森林体験や森づくり講話など「場」と「機会」を提供している。たとえば森林体験では、町有林を活用して間伐や枝打ちの体験を実施しており、これらの体験をとおして、植樹した後の手入れ（保育作業）の必要性や、森づくり独自の技術を知ってもらう機会としている。

平成13年度からは根釧東部森林管理署と町が実施機関となり中学生を対象に子ども樹木博士認定会を実施している。木の名前を覚えることを通じて、森への親しみや森林の役割を感じてもらうことを目的としている。また今後、都市住民を対象として森林体験も予定しており、都市住民のふれあいの場として当町の森を積極的に活用していく予定である。

また、小中学校では将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心をはぐくむ取り組みである「木育」を進めるものとします。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

## 7 その他必要な事項

### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林である。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令等に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行なうこととする。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりである。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められているが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要である。

#### ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とする。

- a 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）
- c 禁伐（すべての立木の伐採を禁止するもの）

#### イ 伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- (イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められている。
  - a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20ha以下の適切な面積とする。
  - b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保険の各保安林については、10ha以下の適切な面積とする。
  - c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じた適切な面積とする。
- (ウ) 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
  - 初回の択伐率は指定施業要件に定められている率とする。
  - また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には10分の4）とする。

#### ウ 特 例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とする。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

#### エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

#### オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行なわなければならない。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行なわなければならない。

#### ② 自然公園特別地域内における森林

自然公園内特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行なう。

表1 特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行なうことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行なう。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によるものとする。 (2) 道路などの公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風地上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致木については、保存及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

### ③ その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表2のとおりとする。

表2 その他の制限林における伐採方法

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次に該当する場合は皆伐を行なうことができる。

	<ul style="list-style-type: none"><li>① 伐採面積が1 h a未満のもの</li><li>② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの</li></ul>
--	---

### (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。